

SuMPO環境ラベルプログラム

技術委員会設置・運営規程

文書管理番号：JR-16-01

一般社団法人サステナブル経営推進機構

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
01	令和5年8月9日	-	制定。

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下「機構」という。）が運営管理する「SuMPO環境ラベルプログラム」（以下「本プログラム」という。）のPCRの策定、検証、国際規格・制度・枠組みとの対応等、プログラムに対する技術的な支援を目的として、機構に技術委員会を設置する。

(構成)

第2条 技術委員会は、地球環境問題に関する見識を有し、LCA、EPDプログラムに関する知見を有する学識者、産業人等で構成する。

② 技術委員会は、必要に応じてワーキンググループ（WG）を設置する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、機構の推薦に基づき、本人の承諾の下に委嘱する。

(委員長)

第4条 技術委員会は、委員のうちから委員長1名を選出する。

② 委員長は、技術委員会を代表し、その運営を統括する。

(任期)

第6条 委員の任期は最長1年とする。ただし、再任を妨げない。

(諮問事項)

第7条 技術委員会は、本プログラムに係わる以下の技術的諮問事項に関する助言等を行う。

1. PCR策定について
2. 検証について
3. 国際規格、制度、枠組みについて
4. その他、本プログラムに関連する検討事項

(開催頻度等)

第8条 機構は、議題に基づき各委員を招集し技術委員会を開催する。

② 技術委員会は、年1回以上開催する。

(遵守事項)

第9条 委員は別に定める「倫理・機密事項取扱規程」を遵守するものとする。

② 機構は、「倫理・機密事項取扱規程」に照らし、委員が委員たるにふさわしくない行為があると認められたときは解嘱することができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、技術委員会における意見、配付資料等で知り得た秘密を要する情報については、第三者に漏洩してはならない。

(庶務)

第11条 技術委員会の庶務は、機構において処理する。

以上